

人事委員会年報

令和2年度

兵庫県人事委員会

目 次

I	組織及び運営	1
1	人事委員会	1
(1)	人事委員会の設置	1
(2)	人事委員会の権限	1
(3)	人事委員会の構成	1
(4)	人事委員会の運営	2
(5)	規則、告示等の制定、改廃の状況	8
(6)	条例・規則の制定に伴う意見等	9
2	事務局	11
(1)	組織	11
(2)	職員の定数・現員	11
(3)	分掌事務	12
II	事業の概要	13
1	職員の任用	13
(1)	任用制度の概説	13
(2)	職員の採用	13
(3)	広報等の取組	20
2	職員の給与	22
(1)	職員給与実態調査	22
(2)	民間給与実態調査	23
(3)	職員の給与等に関する報告及び勧告	25
(4)	勧告の実施状況	25
※	職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和2年）	26
3	職員の利益保護	30
(1)	勤務条件に関する措置要求	30
(2)	不利益処分に関する審査請求	30
(3)	職員の苦情の処理	32
(4)	分限処分及び懲戒処分の状況	33
4	職員団体	34
(1)	職員団体の登録	34
(2)	管理職員等の範囲	35
5	労働基準監督機関の職権行使	38
(1)	労働基準監督機関の職権行使の枠組み	38
(2)	労働基準法等に基づく職権行使	39
6	退職管理	39
7	退職手当の支給制限等に係る意見照会	39

I 組織及び運営

1 人事委員会

(1) 人事委員会の設置

地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、都道府県及び指定都市は条例で人事委員会を置くこととされており、本県においては、兵庫県人事委員会設置条例（昭和26年条例第23号）により、昭和26年6月11日に設置された。

(2) 人事委員会の権限

人事委員会の権限は、次のとおりである（法第8条第1項）。

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録に関することを管理し、及びその他人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、研修、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の議会若しくは長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講ずべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験及び選考並びにこれらに関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与がこの法律及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払を監理すること。
- ク 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する措置の要求を審査し、判定し、及び必要な措置を執ること。
- ケ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決をすること。
- コ 前2項目に掲げるものを除くほか、職員の苦情を処理すること。
- サ 前各項目に掲げるものを除くほか、法律又は条例に基づきその権限に属せしめられた事務

(3) 人事委員会の構成

人事委員会は3人の委員で構成され（法第9条の2第1項）、委員は議会の同意を得て知事が選任する（法第9条の2第2項）。

委員の任期は4年（法第9条の2第10項）で、委員は次のとおりである。

職名	氏名	常勤・非常勤	任期	現職	略歴
委員長	松田直人 (まつだ なおと)	常勤	平成31年4月1日から 令和4年6月30日まで	—	・教育次長 ・阪神南県民センター長 ・会計管理者
委員 (委員長職務代理者)	鈴木尉久 (すずき やすひさ)	非常勤	平成29年10月13日から 令和3年10月12日まで	間瀬・鈴木法律 事務所(弁護士)	・兵庫県弁護士会会長(H25) ・建設工事紛争審査会会長 ・県民生活審議会委員
委員	長尾真 (ながお まこと)	非常勤	令和元年10月12日から 令和5年10月11日まで	神姫バス株式会社 代表取締役社長	・(公社)兵庫県バス協会会長 ・姫路経営者協会理事

(4) 人事委員会の運営

委員長は委員の選挙により選出され、委員会を代表する（法第10条）。

委員会の会議は、原則として委員全員の出席により開催され、議事は出席委員の過半数により決する（法第11条）。

人事委員会の令和2年度の会議は25回、議案等の内訳は議案108件、協議事項2件、報告事項59件、計169件、その内容は次のとおりである。

回数	年月日	議案等
1631	R2. 4. 6	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1630回） 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －人事委員会事務局公文書管理規則制定の件－ 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －人事委員会事務局公文書管理規程制定の件－ <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事委員会年報（令和元年度） 2 職員採用試験（令和元年度）の実施結果 3 職員採用試験説明会（令和元年度）の実施結果 4 警察官採用試験（令和元年度）の実施結果 5 任命権者が行った処分
1632	R2. 5. 8	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1631回） 2 審査請求の受理及び審査長の指名の件 3 県の事業場に係る労働基準法別表第1各号の適用区分決定の件 4 職員採用試験（令和2年度）に係る募集予定職種及び採用予定人数決定の件 5 行政A（大卒程度）・資格免許職採用試験（令和2年度）実施要綱決定の件 6 獣医師採用選考試験（令和2年度）実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師等採用試験（令和2年度）の実施予定（募集人員） 2 任命権者が行った処分
1633	R2. 5. 20	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1632回） 2 採用選考試験（令和2年度第1回）実施要綱決定の件 3 専決処分により制定された職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例に対する意見の件 4 職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 5 職員給与実態調査（令和2年）要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求取下げの件（令和元年（不）第3号事案）

1634	R2. 6. 11	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1633回） 2 人事委員会議事規則の一部を改正する規則制定の件 3 行政B（高卒程度）採用試験（令和2年度）実施要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県職員行政Bガイダンス（令和2年度）の実施 2 知事・行政委員会委員等の損害賠償責任の一部免責の件 3 任命権者が行った処分
1635	R2. 6. 23	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1634回） 2 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 3 職種別民間給与実態調査（令和2年）要綱決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 県民の信頼確保と厳正な規律の保持
1636	R2. 7. 2	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1635回） 2 審査請求の裁決の件（令和元年（不）第2号事案） 3 障害のある人を対象とする職員採用選考試験実施要綱決定の件 4 行政A（大卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 5 獣医師採用選考試験最終合格者決定の件 6 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則制定の件－ <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地方公務員の賃金等の改善にかかわる要請 2 任命権者が行った処分
1637	R2. 7. 9	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1636回） 2 資格免許職採用試験筆記試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政B（高卒程度）採用試験の受付期間延長 2 県民の信頼確保と厳正な規律の保持（教育委員会・警察本部）
1638	R2. 8. 3	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1637回） 2 行政A（大卒程度）採用試験1次面接試験合格者決定の件 3 採用選考試験（第1回）筆記試験合格者決定の件 4 採用選考試験（第1回）合格者（職業訓練指導員（情報・事務系）等）決定の件 5 職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則制定の件 6 職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間給与実態調査等に関わる要請 2 任命権者が行った処分

1639	R2. 8. 6	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1638回） 2 資格免許職採用試験 1次面接試験合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 民間給与実態調査（2次調査分）の日程 2 公務員の定年引上げ
1640	R2. 8. 28	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1639回） 2 行政A（大卒程度）採用試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 行政B（高卒程度）ガイダンスの開催結果 2 兵庫県人事委員会勧告に向けた申入れ
1641	R2. 9. 1	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1640回） 2 資格免許職採用試験最終合格者決定の件 3 採用選考試験（第1回）最終合格者決定の件 4 経験者採用試験実施要綱決定の件
1642	R2. 9. 24	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1641回） 2 社会人経験者採用試験実施要綱決定の件 3 選考採用並びに職務の級及び号給決定の件 4 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 5 会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求取下げの件（平成28年（不）第2号橋本事案） 2 定期人事異動（令和2年秋）（警察） 3 人事院勧告に関する要請
1643	R2. 10. 8	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1642回） 2 審査請求の裁決の件（令和2年（不）第1号事案） 3 公文書非公開決定に係る審査請求の裁決の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 看護師等採用候補者選考試験（第1回・第2回・臨時募集）の実施結果等 2 人事院勧告 3 任命権者が行った処分
1644	R2. 10. 15 (長尾委員 欠席)	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1643回） 2 行政B（高卒程度）採用試験筆記試験合格者決定の件 3 障害のある人を対象とする採用選考試験筆記試験合格者決定の件 4 職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告（特別給）の取扱い

		<p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 2 職員勤務実態調査の実施 3 兵庫県職員ガイダンスの開催 4 中央こども家庭センター加東分室の設置 5 任命権者が行った処分
1645	R2. 10. 30	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1644回） 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則制定の件－ 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程制定の件－ 4 職員の給与等に関する報告及び勧告（特別給）の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事院勧告（月例給）
1646	R2. 11. 11 (松田委員長 欠席)	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1645回） 2 行政B（高卒程度）採用試験最終合格者決定の件 3 障害のある人を対象とする採用選考試験最終合格者決定の件 4 経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 5 会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔協議事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員の給与等に関する報告及び勧告（月例給等）の取扱い <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査等の結果 2 兵庫県人事委員会勧告に対する追加申入れ 3 給与勧告等に関する要請等 4 地方公務員の給与改定等に関する取扱い 5 任命権者が行った処分
1647	R2. 11. 18	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1646回） 2 職員の給与等に関する報告及び勧告（月例給等）の件
1648	R2. 12. 2	<p>〔議案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1647回） 2 社会人経験者採用試験筆記試験合格者決定の件 3 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件－ 4 職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 任命権者が行った処分

1649	R2. 12. 17	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1648回） 2 行政手続に関する押印の見直しに伴い規則等の一部を改正する規則等制定の件 －職員勤務条件に関する措置の要求に関する規則等9件－ 3 経験者採用試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 職員勤務実態調査の書面調査の結果 2 職員採用ガイダンスの開催結果
1650	R3. 1. 12	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1649回） 2 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件－ 3 採用選考試験（第2回）実施要綱決定の件 4 学芸員採用選考試験実施要綱決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 採用試験広報活動計画（令和3年度実施試験向け） 2 任命権者が行った処分
1651	R3. 1. 28	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1650回） 2 社会人経験者採用試験最終合格者決定の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 警察官採用試験（令和3年度）の実施 2 人事行政の運営等の状況 3 職員勤務実態調査（書面調査）に係る是正指導 4 任命権者が行った処分
1652	R3. 2. 19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1651回） 2 採用選考試験（第2回）筆記合格者決定の件 3 採用選考試験（第2回）最終合格者（学芸員（近世・近代書）等）決定の件 4 学芸員採用選考試験合格者決定の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 6 専決処分をしたものにつき承認を求める件 －新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件－ 7 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 8 職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 9 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 10 公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定に伴う意見の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 公務労協地方公務員部会等から全人連への要請 2 都道府県人事委員会勧告の状況 3 任命権者が行った処分

1653	R3. 3. 10	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1652回） 2 職員採用試験の見直し（令和3年度）の件 3 職員採用試験実施日程（令和3年度）決定の件 4 警察本部の組織改正に伴う規則等制定の件 －職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等2件－ 5 警察職員の特地勤務手当等に関する規程の一部を改正する訓令制定に対する同意の件 6 公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則制定に対する同意の件 <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 定期人事異動（令和3年春）（警察本部） 2 看護師等採用選考試験の実施結果及び令和3年度実施予定 3 任命権者が行った処分
1654	R3. 3. 19	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1653回） 2 事務局職員の任免及び異動の件 3 採用選考試験（第2回）最終合格者（学芸員（近現代美術）等）決定の件 4 任期付職員の採用承認の件 5 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 6 派遣法人の統合等に伴う規則等制定の件 －職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則等2件－ <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 兵庫県人事委員会勧告に対する申入れ 2 職員勤務実態調査（実地調査・是正指導）の結果 3 任命権者が行った処分
1655	R3. 3. 31	<p>〔議 案〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議事録の承認を求める件（第1654回） 2 審査請求審査規則及び職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則制定の件 3 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則制定の件 4 採用選考並びに職務の級及び号給決定の件 5 勤務時間条例の改正等に伴う規則等制定の件 －職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則等2件－ 6 人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令制定の件 7 県の組織改正に伴う規則等制定の件 －職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則等2件－ <p>〔報告事項〕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 人事異動（令和3年度）（知事部局・教育委員会） 2 任命権者が行った処分

(5) 規則、告示等の制定、改廃の状況

人事委員会が令和2年度中に制定し、又は改廃した規則、告示及び訓令は次のとおりである。

ア 規則

規則番号	公布年月日	規則名	概要
(令和2年)第7号	R2. 5. 21	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	新型コロナウイルスの感染拡大等に伴い、結婚休暇に係る取得期間の特例措置等の規定を設けた
第8号	R2. 6. 19	人事委員会議事規則の一部を改正する規則	自然災害等で委員が参集できない場合でも、オンライン会議システムによる議事を可能とする規定を設けた
第9号	R2. 6. 30	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、感染症等対策室の設置に係る規定の整備を行った
第10号	R2. 8. 21	職員の給与に関する規則の一部を改正する規則	警察本部の組織改正に伴い、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの設置等に係る規定の整備を行った
第11号	R2. 9. 25	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	第1号会計年度任用職員に係る報酬減額等の算定基礎となる勤務時間1時間当たりの報酬額の算定方法を改めた
第12号	R2. 10. 23	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、中央こども家庭センター加東分室の設置に係る規定の整備を行った
第13号	R2. 11. 12	会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	令和2年12月期に係る第1号会計年度任用職員の期末手当について、別に規則で定める額を支給するための規定を設けた
第14号	R2. 12. 3	職員の給与に関する規則及び会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則	職員の給与等に関する条例等の一部改正に伴い、昇格時号給対応表の整備及び第1号会計年度任用職員の期末手当の引下げを行った
第15号	R2. 12. 28	職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則等の一部を改正する規則	行政手続に関する押印の見直しに伴い、様式の押印廃止等を行った
(令和3年)第1号	R3. 3. 11	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	警察本部の組織改正に伴い、警察署の統合等に係る規定の整備を行った
第2号	R3. 3. 22	職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則	職員を派遣する団体の統合及び新規の派遣に伴い、団体の名称変更、追加等をした
第3号	R3. 3. 31	審査請求規則及び職員団体の登録等に関する規則の一部を改正する規則	行政手続に関する押印の見直しに伴い、様式の押印廃止等を行ったもの
第4号	R3. 3. 31	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則	条例及び条例施行規則の改正に伴い、題名及び引用条例名等を改めた
第5号	R3. 3. 31	職員の勤務時間、休暇等に関する規則等の一部を改正する規則	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部改正等に伴い、教育職員の一年単位の変形労働時間制等に係る規定の整備を行った

第6号	R3. 3. 31	職員の管理職手当に関する規則及び管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	県の組織改正に伴い、管理職手当を支給する職及び区分の改正等を行った
-----	-----------	--	-----------------------------------

イ 告示

告示番号	公布年月日	告示名	概要
(令和2年)第3号	R2. 8. 21	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	警察本部の組織改正に伴い、サイバーセキュリティ・捜査高度化センターの設置等に係る規定の整備を行った
第4号	R2. 9. 25	会計年度任用職員の給与等に関する実施規程の一部を改正する規程	規則改正に伴い、関係規定の廃止及び引用条文の変更を行った
第5号	R2. 10. 23	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	県の組織改正に伴い、中央こども家庭センター加東分室の設置に係る規定の整備を行った
第6号	R2. 12. 28	職員の給与に関する実施規程等の一部を改正する規程	行政手続に関する押印見直しに伴い、各種様式の押印欄を廃止した
(令和3年)第1号	R3. 3. 11	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	警察本部の組織改正に伴い、警察署の統合等に係る規定の整備を行った
第2号	R3. 3. 22	職員の給与に関する実施規程及び公立学校教育職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	職員を派遣する団体の統合等に伴い、団体の名称変更をした
第3号	R3. 3. 31	職員の勤務時間、休暇等に関する実施規程等の一部を改正する規程	規則改正に伴い、関係規定の廃止及び引用条文の変更を行った
第4号	R3. 3. 31	職員の給与に関する実施規程の一部を改正する規程	県の組織改正に伴い、級別職務区分表の改正を行った

ウ 訓令

訓令番号	公布年月日	訓令名	概要
(令和2年)第4号	R2. 12. 28	人事委員会公印規程の一部を改正する訓令	行政手続に関する押印の見直しに伴い、様式の押印廃止を行った
第5号	R2. 12. 28	人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	行政手続に関する押印の見直しに伴い、関係書類の廃止を行った
(令和3年)第1号	R3. 3. 31	人事委員会事務局職員服務規程の一部を改正する訓令	職員が在宅勤務を行うことのできる場所、単位及び手続に係る規定を設けた

(6) 条例・規則の制定に伴う意見等

ア 条例制定に伴う意見

法第5条第2項の規定により、職員に関する条例を制定又は改廃しようとするときは、県議会は人事委員会の意見を聞かなければならないとされており、令和2年度中に条例案について意見を提出したものは次のとおりである。

意見提出年月日	議案番号	件名	意見
R2. 6. 10	第349回定例会報第2号	職員の特殊勤務手当に関する条例及び警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための作業の危険性を踏まえた特例を定めるものであり、国家公務員の特殊勤務手当の改正に準じた内容であるため、異議はありません。

R2. 10. 21	第351回定例会 第107号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）	人事院から国家公務員の期末手当の引下げが勧告されたことを踏まえ、本委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告に備えるものであることから、異議はありません。
R2. 11. 30	第352回定例会 第125号議案	職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（特別職に係る部分を除く。）	本委員会が行った「職員の給与等に関する報告及び勧告」に基づき、給料表及び期末手当の改定を行うものであり、異議はありません。
R3. 2. 16	第353回定例会 第136号議案	新型インフルエンザ等対策の実施に関する条例等の一部を改正する条例（第2条及び第3条に係る部分）	新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部改正等に伴い、感染症防疫作業手当に係る引用法令等の規定整備を行うものであり、異議はありません。
R3. 2. 22	第353回定例会 第28号議案	職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例	教育職員の一年単位の変形労働時間制は、県又は市町教育委員会の判断により長期休業期間等に勤務しない日を集中して設けることができるようにするものであり、また、在宅勤務制度の本格実施及び育児部分休暇の拡充は、本委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」に沿った内容であり、いずれも働き方改革の推進に資することから、異議はありません。 なお、教育職員に係る一年単位の変形労働時間制の適用にあたっては、教育職員の時間外在校等時間が文部科学大臣が定めた指針の上限時間の範囲内となることが前提とされていることから、教育委員会におかれては、勤務時間の適正化に向けた実効性の上がる取組を強力に推進されるよう改めて要請します。
	第353回定例会 第29号議案	職員の給与等に関する条例及び公立学校教育職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例	県議会において議決のうえ策定された「兵庫県行財政運営方針」に基づき、防災監等の給料月額及び期末手当並びに管理職手当に係る減額措置を令和3年度に限り継続するものであり、異議はありません。 なお、これらの減額措置は、平成12年度から相当長期にわたり継続され、令和3年度は減額率が引き上げられますが、「職員の給与等に関する報告及び勧告」でも言及してきたとおり、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものとするべきであり、職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、できる限り速やかに解消されるよう改めて要請します。

第353回定例会 第31号議案	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	虐待通報件数の増加等により業務の困難性・特殊性が増していることも家庭センター職員の処遇改善を図るため、社会福祉業務手当の引上げを行うものであり、異議はありません。
第353回定例会 第162号議案	公立学校教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	教職員が新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための業務の危険性を踏まえ、知事部局等に準じた特殊業務手当を支給しようとするものであり、異議はありません。

イ 規則等制定に伴う協議

条例の規定により、任命権者等が規則等を制定又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会に協議しなければならないとされているものについて、令和2年度中に、次のとおり協議を受け、同意する旨回答した。

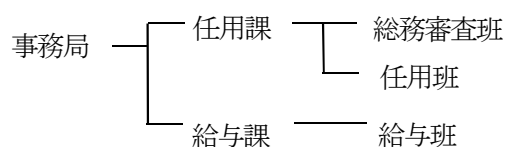
回答年月日	件名	協議者
R3. 3. 10	公立学校教職員のへき地手当等に関する規則の一部を改正する規則	教育委員会
R3. 3. 11	警察職員の特地勤務手当に関する規程の一部を改正する規程	公安委員会

2 事務局

(1) 組織

人事委員会の権限の行使を補助させるため、委員会に事務局を置く（法第12条）。事務局の組織は、次のとおり2課3班である。

(令和3年3月31日現在)



(2) 職員の定数・現員

職員の条例定数は20人であり、現員は16人である。

事務局長	事務職員	合計
1人	15人	16人

(3) 分掌事務

(任用課) 人事委員会の会議の運営、勤務条件に関する措置の要求の審査、不利益処分に関する審査請求の審査、労働基準監督機関の職権行使、事務局の庶務、職員の採用試験などを行っている。

課名	班名	分掌事務
任用課	総務審査班	1 人事委員会の会議 2 事務局職員の任免、給与、分限、懲戒、服務その他の人事 3 事務局職員の研修、福利厚生及び表彰 4 事務局職員の安全及び健康 5 公印の管守 6 文書の收受、発送、編集及び保存 7 予算、決算及び会計 8 物品の管理 9 広報 10 公文書の公開等の連絡調整 11 個人情報の開示等の連絡調整 12 勤務条件に関する措置の要求 13 不利益処分に関する審査請求 14 職員の苦情の処理 15 学校医等の公務災害補償に関する審査の請求 16 労働基準監督機関の職権行使 17 分限及び懲戒の基準並びに手続及び効果 18 退職手当の支給制限等に係る意見 19 職員の退職管理 20 他の課及び班の所掌に属しないこと
	任用班	1 職員の任用（給与課の所掌に属するものを除く） 2 研修及び人事評価 3 人事記録に関する事項の管理

(給与課) 職員の給与等に関する勧告の実施などを行っている。

課名	班名	分掌事務
給与課	給与班	1 給与、勤務時間その他の勤務条件 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告 3 給与の支払の監理 4 旅費の制度 5 服務の基準 6 厚生福利制度 7 職員の定年等 8 職員の採用選考（採用選考試験の実施を除く） 9 職員団体等

Ⅱ 事業の概要

1 職員の任用

(1) 任用制度の概説

ア 任用の根本基準

職員の任用は、受験成績、人事評価その他の能力の実証に基づいて行わなければならない（法第15条）。

イ 任命の方法

職員の職に欠員を生じた場合、任命権者は、採用、昇任、降任または転任のいずれかの方法によって職員を任命することができる（法第17条）。

ウ 採用の方法

人事委員会を置く地方公共団体の採用は、競争試験によることが原則であるが、人事委員会規則で定める場合には、選考によることができる（法第17条の2）。

(2) 職員の採用

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、試験会場の座席間距離の確保や換気、受験者への検温やマスク着用の徹底等を講じた上で試験を実施した。

また、集団討論（行政A（大卒程度）、経験者採用）は中止した。

ア 競争試験による採用

令和2年度に実施した競争試験は行政A（大卒程度）、資格免許職、行政B（高卒程度）、経験者、社会人経験者であり、受験者数は、計2,335人（行政A（大卒程度）924人、資格免許職351人、行政B（高卒程度）209人、経験者482人、社会人経験者369人）となっている。

なお、警察官の巡査の職への採用の試験の権限は任命権者に委任している。

(7) 各競争試験の特徴と傾向（令和2年度）

a 行政A（大卒程度）採用試験

受験者数924人に対し、最終合格者数は258人で、競争率は前年度を0.2ポイント上回る3.6倍となった。

一般事務職では541人が受験し、最終合格者数は103人で、競争率は前年度を0.5ポイント上回る5.3倍となった。

また、最終合格者に占める女性の割合は前年度の54.3%を3.5ポイント下回る50.8%となった。

b 資格免許職採用試験

受験者数351人に対し、最終合格者数は88人で、競争率は前年度を1.2ポイント下回る4.0倍となった。

c 行政B（高卒程度）採用試験

受験者数209人に対し、最終合格者数は39人で、競争率は前年度と同じ5.4倍となった。

一般事務職では91人が受験し、最終合格者数は11人で、競争率は前年度と同じ8.3倍となった。

d 経験者採用試験

受験者数482人に対し、最終合格者数は72人で、競争率は前年度を0.8ポイント上回る6.7倍となった。

一般事務職では355人が受験し、最終合格者数は44人で、競争率は前年度を1.8ポイント上回る8.1倍となった。

e 社会人経験者採用試験

受験者数369人に対し、最終合格者数は16人で、競争率は前年度を46ポイント下回る23.1倍となった。

一般事務職では209人が受験し、最終合格者数は5人で、競争率は前年度を96.2ポイント下回る41.8倍となった。

(イ) 各競争試験の日程 (令和2年度)

区分	受付期間	筆記試験日	筆記試験地	面接試験日	面接試験地	最終合格発表日
行政A(大卒程度)採用試験	〈インターネット〉 2.5.11~2.5.27 〈郵送〉 2.5.11~2.5.29	2.6.28	神戸市 東京都	2.7.9 ~2.8.21 のうち指定する2日	神戸市	2.8.31
資格免許職採用試験	〈インターネット〉 2.5.11~2.5.27 〈郵送〉 2.5.11~2.5.29	2.6.28	神戸市 東京都	2.7.21 ~2.8.26 のうち指定する2日	神戸市	2.9.4
行政B(高卒程度)採用試験	〈インターネット〉 2.8.6~2.9.10 〈郵送〉 2.8.6~2.9.10	2.9.27	神戸市 豊岡市	2.10.26 ~2.10.30 のうち指定する1日	神戸市	2.11.13
経験者採用試験	〈インターネット〉 2.9.4~2.9.25 〈郵送〉 2.9.4~2.9.25	2.10.11	神戸市 東京都	2.11.21 ~2.12.6 のうち指定する1日	神戸市	2.12.18
社会人経験者採用試験	〈インターネット〉 2.9.28~2.10.19	2.11.3	神戸市	2.12.19 ~2.12.27 のうち指定する1日	神戸市	3.1.29

(ウ) 各競争試験の受験資格・試験方法 (令和2年度)

区分	受験資格	試験方法
行政A(大卒程度)採用試験	1 次のいずれかに該当する者 ア 22歳~27歳 (令和3年4月1日現在) ただし、児童福祉司及び心理判定員は22歳~45歳 イ 21歳 (令和3年4月1日現在) 以下の者で、4年制大学等を令和3年3月31日までに卒業又は卒業見込みの者 2 児童福祉司、心理判定員、環境科学職(こあつては、資格取得者(取得見込者を含む。))に限る。	筆記試験 教養試験 (技術系職種を除く。) 択一式45題 (一部選択解答制) 2時間30分 専門試験 事務系職種 択一式40題 (一部選択解答制) 2時間 技術系職種 (農学職、総合土木職を除く。) 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題 (一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分

		面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査
資格免許職 採用試験	1 45歳以下(令和3年4月1日現在) 2 資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。	筆記試験 専門試験 択一式・記述式 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査
行政B (高卒程度) 採用試験	1 18歳～21歳(令和3年4月1日現在) ただし、定時制・通信制高校在学中の者(既に高卒以上の学歴を有する者を除く。)に限り、18歳～30歳の者。 2 次の学歴を有する者は除く。 大学(短期大学を除く。)及びこれと同等と認められる大学校等を ア 卒業した者 イ 在学期間(休学期間を除く。)が通算して2年を超える者 ウ 第3年次以上に現に在学し又は 在学したことがある者	筆記試験 教養試験 択一式50題 2時間 専門試験 林学職 択一式40題 2時間 農学職、総合土木職 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 作文試験 事務系職種 1題 800字 1時間 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査
経験者 採用試験	1 25歳～34歳(令和3年4月1日現在) 〔A区分 30歳～34歳〕 〔B区分 25歳～29歳〕 2 環境科学職にあつては、資格取得者(取得見込者を含む。)に限る。	筆記試験 職務経歴書 論文試験 1題 1,200字 1時間30分 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査
社会人 経験者 採用試験	1 35歳～45歳(令和3年4月1日現在)	筆記試験 エントリーシート 教養試験(総合土木職を除く) 択一式50題 2時間 専門試験(総合土木職) 択一式40題(一部選択解答制) 2時間 面接試験 口述試験(個別面接①、個別面接②) 適性検査

(I) 各競争試験の実施状況（令和2年度）

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数	受験者数				
行政A (大卒程度)	一般事務職	83	795	541	408	390	204	201	103	5.3	83	20
	警察事務職	9	72	51	31	31	22	22	11	4.6	8	3
	教育事務職	23	75	65	49	47	39	39	27	2.4	19	8
	児童福祉司	9	30	22	21	20	16	16	10	2.2	8	2
	心理判定員	4	27	18	18	17	10	9	5	3.6	5	0
	農学職	16	87	59	58	55	36	36	18	3.3	17	1
	林学職	7	32	21	16	16	12	12	8	2.6	6	2
	水産職	4	20	15	15	15	10	10	5	3.0	5	0
	環境科学職	2	18	10	10	10	6	5	3	3.3	2	1
	総合土木職	27	63	42	40	40	38	36	32	1.3	24	8
	建築職	5	17	12	12	12	10	10	6	2.0	6	0
	機械職	2	10	4	4	4	3	3	2	2.0	2	0
	電気職	2	10	4	4	4	3	3	3	1.3	3	0
	小中学校事務職	22	80	60	43	42	37	37	25	2.4	20	5
小計	215	1,336	924	729	703	446	439	258	3.6	208	50	
資格 免許 職	保健師（一般）	16	30	22	22	21	21	21	21	1.0	18	3
	保健師（警察）	1	9	8	6	5	4	4	1	8.0	1	0
	栄養士	4	78	54	17	14	10	9	5	10.8	5	0
	薬剤師	30	62	50	48	45	38	38	32	1.6	29	3
	臨床検査技師	10	96	88	45	44	22	18	11	8.0	11	0
	診療放射線技師	6	61	53	24	21	12	12	6	8.8	6	0
	理学療法士	4	35	32	17	17	8	8	4	8.0	4	0
	作業療法士	2	8	8	8	7	6	6	3	2.7	3	0
	視能訓練士	1	11	10	7	7	4	4	1	10.0	1	0
	臨床工学技士	4	28	26	17	17	8	8	4	6.5	4	0
小計	78	418	351	211	198	133	128	88	4.0	82	6	
行政B (高卒程度)	一般事務職	8	100	91	40			39	11	8.3	8	3
	警察事務職	6	41	34	32			26	8	4.3	6	2
	教育事務職	5	32	30	24			22	6	5.0	6	0
	農学職	2	5	1	1			1	1	1.0	1	0
	林学職	1	4	4	3			3	1	4.0	1	0
	総合土木職	2	15	14	8			8	3	4.7	2	1
	小中学校事務職	6	40	35	32			32	9	3.9	8	1
	小計	30	237	209	140			131	39	5.4	32	7

試験区分	職 種	採用予定数	申込者数	筆記試験		1次面接試験		最終面接試験 受験者数	最終合格者数 :B	競争率 (A/B)	採用者数	辞退者数
				受験者数:A	合格者数	受験者数	合格者数					
経 験 者	一般事務職A	20	274	201	69			65	23	8.7	20	3
	一般事務職B	18	206	154	63			58	21	7.3	16	5
	警察事務職A	2	18	16	6			6	2	8.0	2	0
	警察事務職B	3	17	11	9			8	3	3.7	3	0
	教育事務職A	2	32	24	7			6	2	12.0	2	0
	教育事務職B	2	21	16	6			6	2	8.0	2	0
	農学職A・B	2	22	17	9			9	3	5.7	3	0
	林学職A・B	2	8	8	8			7	3	2.7	3	0
	環境科学職A・B	2	9	7	6			5	3	2.3	3	0
	総合土木職A・B	4	15	13	12			12	6	2.2	4	2
	建築職A・B	1	6	5	4			4	1	5.0	1	0
	機械職A・B	1	7	7	6			6	2	3.5	1	1
	電気職A・B	1	4	3	2			2	1	3.0	1	0
	小計	60	639	482	207			194	72	6.7	61	11
社 会 人 経 験 者	一般事務職	5	327	209	40			34	5	41.8	4	1
	警察事務職	1	27	23	8			7	1	23.0	1	0
	教育事務職	2	62	45	16			16	2	22.5	1	1
	総合土木職	3	21	15	10			10	3	5.0	3	0
	小中学校事務職	5	98	77	33			30	5	15.4	4	1
	小計	16	535	369	107			97	16	23.1	13	3
合計	399	3,165	2,335	1,394			989	473	4.9	396	77	

(オ) 警察官採用試験

警察官については、警察本部において県内では2回、県外では中国、四国、九州の5県との共同方式により、採用試験を実施した。

a 警察官採用試験実施状況（県内試験）（令和2年度）

(人)

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験 受験者数	1次試験 合格者数	2次試験 受験者数	最終合格 者数	競争率	採用者数	辞退者数
2.9.21, 22 3.1.17	男性A	230	1,283	788	556	489	220	3.6	96	90
	男性B	172	947	690	467	432	186	3.7	90	61
	女性A	50	418	264	163	148	80	3.3	35	30
	女性B	40	334	233	160	147	59	3.9	33	12
	情報処理A	8	0	-	-	-	-	-	-	-
	情報処理B		1	1	1	1	0	-	-	-
	心理相談	2	20	10	4	3	0	-	-	-
	武道A	8	6	6	6	6	5	1.2	5	0
	武道B		1	1	1	1	1	1.0	1	0
	合計	510	3,010	1,993	1,358	1,227	551	3.6	260	193

※採用者数及び辞退者数には、令和3年1月17日実施分の人数は含まれていない。

b 警察官採用試験実施状況（県外試験）（令和2年度）

（人）

実施日	区分	採用予定者数	申込者数	1次試験受験者数	1次試験合格者数	2次試験受験者数	最終合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
2.6.21 ～ 2.12.12	A	17	198	114	19	6	2	57.0	2	0
	B	13	254	189	41	25	5	37.8	-	-
	合計	30	452	303	60	31	7	43.3	2	0

※採用者数及び辞退者数には、令和3年10月採用予定者の人数は含まれていない。

イ 選考による採用

選考は、当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを判定する手続であり、国や他の地方公共団体との人事交流や、欠員の発生などにより早急に補充する必要が生じる職、競争試験を行っても十分な競争者が得られない職などについて行っている。

なお、一部の職については、公募による採用選考試験により選考候補者を決定した上で、選考を行っている。

また、医師・歯科医師職1～2級、看護職1～4級、警察官の警部以下、病院局医療技術職2～6級（選考試験の実施権限を除く）の職の採用の選考の権限は、各任命権者に委任している。

(7) 採用選考実施状況（職級別）

人事交流や選考試験により人事委員会が令和2年度に採用選考を行った職員数は、次のとおりである。

a 行政職

（人）

任命権者	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	特10級	計
知事部局	(15) 15	(9) 10	1	1	2	1	2	2	0	1	(24) 35
教育委員会	(10) 10	0	0	1	0	(1) 14	1	0	0	0	(11) 26
警察本部	(4) 4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	(4) 5
計	(29) 29	(9) 10	1	2	3	(1) 15	3	2	0	1	(39) 66

※（ ）内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

b 研究職

（人）

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	計
知事部局	0	(3) 3	0	0	0	(3) 3
警察本部	0	(2) 2	0	0	0	(2) 2
計	0	(5) 5	0	0	0	(5) 5

※（ ）内は選考試験の結果採用を行った者を内書きした。

(参考)職員採用選考試験実施状況(令和2年度)

(人)

実施日	職種	採用予定者数	受験者数	合格者数	採用者数	辞退者数
2. 6. 21	獣医師	11	36	29	12	17
2. 7. 5	産業技術職(有機材料系)	2	13	2	2	0
	産業技術職(無機材料系)	1	10	1	1	0
	職業訓練指導員(情報・事務系)	2	3	1	1	0
	職業訓練指導員(電気・設備系)	1	1	1	1	0
	職業訓練指導員(建築系)	1	3	2	2	0
	理化学職(法医)	1	30	1	1	0
	理化学職(物理)	1	10	1	1	0
	学芸員(日本美術史(近世・近代))	1	17	1	1	0
	埋蔵文化財技師	2	22	2	2	0
	海技職(知事)	2	2	2	2	0
	海技職A(教育委員会)	1	-	-	-	-
	海技職B(教育委員会)	2	2	2	2	0
	海技職(警察本部)	1	7	1	1	0
	心理判定員	1	1	1	1	0
	医療情報職	3	14	3	3	0
2. 9. 27	障害のある人を対象とする採用選考 (一般事務職、警察事務職、教育事務職、小中学校事務職)	12	47	12	11	1
3. 2. 7	学芸員(近現代美術)	1	26	1	1	0
	学芸員(近世・近代書)	1	6	1	1	0
	海技職(教育委員会)	1	1	1	1	0
	薬剤師	3	11	3	3	0
3. 2. 8	学芸員(陶芸)	1	1	1	1	0
合計		52	263	69	51	18

c 医師・歯科医師職

(人)

任命権者	3級	4級	計
知事部局	1	1	2
病院局	31	6	37
計	32	7	39

d 警察職

(人)

任命権者	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	計
警察本部	0	0	0	0	0	1	0	6	4	11

(4) 看護職採用選考試験（病院局実施）

(人)

実施日	採用予定数	受験者数	合格者数	競争率	採用者数	辞退者数
2.7.4, 5, 18, 19	420	585	295	2.0	278	17
2.8.1		130	48	2.7	35	13
2.9.5, 6		159	39	4.1	35	4
2.10.17		87	20	4.4	17	3
3.1.16		55	17	3.2	14	3
合計	—	1,016	419	2.4	379	40

(3) 広報等の取組

優秀な人材を広く募集するため、様々な広報活動等を行った。

ア 説明会等の実施

(7) 大学等での試験説明会の開催

従来、京阪神地域や、首都圏、中国・四国地方の大学に職員が出向き、県政や試験制度、勤務条件等について説明を行う説明会を実施していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、オンラインでの説明会を重点的に実施した。

a 京阪神地域：令和2年度は延べ17の大学等を対象に開催し、442人が参加した。

(うち、16回(参加者：408人)はオンライン開催)

b 京阪神地域以外：令和2年度は延べ11の大学等を対象に開催し、144人が参加した。

(11回すべてオンライン開催)

(4) 職員ガイダンスの開催

受験希望者を対象に、県政や試験制度、勤務条件等の説明を行うとともに、職種別の業務説明を行うガイダンスを実施した。また、受験や職務への疑問や不安を解消し、県職員への志望度を高めるため、オンラインでの個別相談会を開催した。

対象	実施日	参加人数
行政A・資格免許職採用試験受験者対象	2.11.24	267人
	2.11.27	
	2.12.1	
行政B採用試験受験者対象	2.8.7	99人
女性対象(オンライン)	3.3.5	99人
個別相談会(オンライン)	3.3.30	16人
合計		481人

(7) 就職情報提供企業等主催の就職説明会への出展等

就職情報を提供する民間企業主催による企業就職説明会や公務員予備校主催の説明会に参加し、県政と県職員の魅力をPRした。

区分	実施回数等	参加人数
企業主催の就職説明会	神戸市内 11回(うちオンライン5回)	980人
	大阪市内 4回(うちオンライン1回)	
	東京都内 1回	
公務員予備校等での説明会	神戸市内 3回(うちオンライン1回)	308人
合計		1,288人

(E) 大学1～2年生を対象としたPR活動等

将来の受験者を早期に確保する観点から、大学のキャリアセンター等と連携し、大学の1～2年生を対象としたキャリアデザイン等の講義に出席し、県職員という職業を紹介し、魅力をPRした。令和2年度は兵庫県立大学で実施し、210人が参加した。

イ 情報発信等

(7) 兵庫県ホームページ「採用試験のページ」の運営

知事メッセージをはじめ、採用試験情報、職種や仕事内容・勤務条件、先輩職員メッセージ等のほか、パンフレットや採用説明会での配布資料等の情報提供を行っている。令和2年度は約16.7万件のアクセスがあった。

本ホームページから兵庫県電子申請システムに接続したインターネットによる受験申込については、第2回採用選考試験から新たにスマートフォンからも受験申込が可能となった。令和2年度はインターネットによる申込者が2,991人で、申込者数全体の86.3%を占めた。

(4) メールマガジン「兵庫県職員採用情報」の配信

採用試験受験案内をはじめ、職員ガイダンスの開催案内など、最新の情報を配信した。令和2年度は9回の配信を行い、発行部数は約32,500部である。

(7) 職員採用PR動画の配信

県職員の仕事の面白さ、県職員として働く魅力ややりがいを伝えるため、令和元年度に作成した職員採用PR動画を大学等での説明会や企業主催の就職セミナー等で使用したほか、三宮センター街の大型スクリーン等でも発信した。

「ひょうごチャンネル」(YouTube)等にアップした動画は、全体版、男性編及び女性編を合わせ、22,587回(R3.3.31時点)再生された。

(I) 職員採用説明会動画の配信

新型コロナウイルス感染症の影響により、大学等での説明会が令和2年2月後半から5月にかけて軒並み中止となったことから、主に令和2年度行政A(大卒程度)・資格免許職採用試験の受験を検討している人を対象として、web上で採用説明会動画を配信した。

パソコンやスマートフォンで興味のある部分から気軽に視聴できるよう、「職務内容」「県の重要施策」「勤務条件・福利厚生」「採用試験」の4本立てで構成し、1本あたり10分程度とした。

(オ) ポスター、パンフレット等の作成

目を引く配色の斬新なデザインのポスター・チラシを作成し、説明会や大学等で掲示・配布するとともに、主要駅で掲出した。

兵庫県が求める人材、先輩職員のメッセージ、勤務条件等を説明した「採用案内」を作成し、説明会や大学等で配布した。

2 職員の給与

職員の給与の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応させることが基本原則となっている。

本委員会は、給与に係る調査及び研究を行い、毎年少なくとも1回、給料表が適当であるかどうかについて、議会及び知事に報告し、あわせて適当な措置を講じるよう必要に応じて勧告を行っている。

(1) 職員給与実態調査

職員の給与等の実態を把握し、給与報告等の基礎資料を得ることを目的として、令和2年4月1日に在職する職員（技能労務職員、企業職員、病院事業職員、無給休職中の職員、公益的法人等へ派遣中の職員、育児休業等の承認を受けている職員、再任用職員、育休任期付職員、臨時的任用職員及び会計年度任用職員を除く。）について、「職員給与実態調査」を実施した。その調査項目及び調査結果の概要は次のとおりである。

ア 調査項目

(7) 給料

- a 年齢及び経験年数
- b 給与決定上の学歴
- c 適用給料表及び職務の級、号給

(i) 諸手当

イ 調査結果の概要

(7) 給料表別人員、平均年齢、平均経験年数、学歴別及び性別人員構成比

区分 給料表	適用 人員 (人)	平均 年齢 (歳)	平均経験 年数 (年)	学歴別人員構成比				性別人員 構成比	
				大学卒 (%)	短大卒 (%)	高校卒 (%)	中学卒 (%)	男 (%)	女 (%)
行政職	7,309	43.0	21.2	70.4	6.5	23.0	0.1	61.6	38.4
研究職	191	45.7	22.6	100.0	-	-	-	86.4	13.6
医師・歯科医師職	66	36.5	10.3	100.0	-	-	-	59.1	40.9
看護職	3	47.3	24.3	-	100.0	-	-	0	100.0
警察職	11,446	38.8	17.6	52.3	5.2	42.5	-	92.1	7.9
高等学校教育職	7,496	43.6	19.9	96.5	2.4	1.1	-	60.0	40.0
中・小学校教育職	16,264	40.5	17.7	95.4	4.6	0.0	-	47.2	52.8
一般任期付職員	4	43.8	17.5	75.0	25.0	-	-	25.0	75.0
全給料表	42,779	41.0	18.7	79.8	4.7	15.5	0.0	64.1	35.9

(イ) 給料表別平均給与額

(円)

給料表	一人当たり平均給与総額	内 訳						
		給料	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	管理職手当	その他の手当
行政職	404,727	333,979	9,456	27,573	5,216	15,779	10,043	2,681
研究職	464,972	385,679	11,654	28,492	6,477	18,005	11,653	3,012
医師・歯科医師職	778,668	377,456	1,462	66,881	3,811	5,343	39,091	284,624
看護職	393,012	330,367	2,168	31,258	9,333	14,820	0	5,067
警察職	399,526	328,823	14,427	29,358	4,611	14,992	1,257	6,058
高等学校教育職	452,465	(16,592) 382,581	9,109	28,028	6,608	11,448	3,012	11,679
中・小学校教育職	420,021	(13,640) 360,851	7,856	24,823	6,135	7,858	5,711	6,787
一般任期付職員	348,465	301,025	0	22,177	7,000	18,263	0	0
計	418,354	(8,093) 351,627	10,113	27,149	5,651	11,792	4,863	7,159

(注) () 内は、教職調整額及び給料の調整額の内書である。

(2) 民間給与実態調査

ア 調査の概要

職員の給与と民間従業員の給与とを比較検討するための基礎資料を得ることを目的として、人事院及び各都道府県等人事委員会との共同により、各調査対象事業所の協力を得て、次のとおり実施した。

なお、本年は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施した。

(ア) 調査期間 特別給等：令和2年6月29日から7月31日まで

月例給：令和2年8月17日から9月30日まで

(イ) 調査対象 令和2年4月給与の最終締切日現在、企業規模50人以上で、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、一定の産業に分類された1,958事業所

(ロ) 対象職種 54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

(ハ) 調査人員 初任給関係1,745人（行政職に相当する調査実人員1,664人）、初任給関係以外の調査職種19,227人（行政職に相当する調査実人員18,062人）

（調査職種該当者（母集団）の推定数は126,295人、行政職に相当するものは116,052人）

(ニ) 抽出方法

- ・事業所 人事院が、(イ)に該当する事業所を産業・規模等により層化し、一定の抽出率を用いて、454事業所を無作為に抽出した。
- ・従業員 初任給関係以外の調査職種については、該当する従業員が多数であるときは抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

イ 調査結果の概要

(7) 産業別調査事業所数

産業分類	事業所数	
	特別給等	月例給
農業、林業、漁業	1	0
鉱業、採石業、砂利採取業、建設業	17	16
製造業	190	185
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	51	52
卸売業、小売業	22	22
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	19	19
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	81	76
計	381	370

(4) 職種別給与額等（事務・技術関係職種）

職種名	平均年齢	きまって支給する給与(A)	(A)のうち時間外手当(B)	(A)－(B)
支店長	52歳	773,132円	7,010円	766,122円
工場長	55歳	682,590円	1,657円	680,932円
事務部長	53歳	592,498円	1,917円	590,581円
技術部長	53歳	604,788円	985円	603,803円
事務部次長	52歳	517,369円	14,899円	502,470円
技術部次長	51歳	573,428円	1,863円	571,565円
事務課長	49歳	514,593円	12,895円	501,698円
技術課長	48歳	529,297円	5,140円	524,157円
事務課長代理	46歳	481,538円	34,641円	446,897円
技術課長代理	46歳	513,031円	26,993円	486,037円
事務係長	45歳	472,203円	49,063円	423,140円
技術係長	46歳	514,874円	77,492円	437,382円
事務主任	43歳	402,272円	31,696円	370,576円
技術主任	43歳	446,870円	81,984円	364,886円
事務係員	40歳	364,289円	35,621円	328,667円
技術係員	39歳	392,380円	65,946円	326,434円

(5) 学歴別初任給（事務・技術関係職種）

学歴	初任給月額
大学卒	209,054円
短大卒	185,752円
高校卒	170,717円

(注) 採用のある事業所について平均したものである。

(I) 家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	12,792円
配偶者と子1人	19,384円
配偶者と子2人	25,540円

(注) 家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について平均したものである。

(3) 職員の給与等に関する報告及び勧告

上記(1)及び(2)の調査結果等に基づき、議会及び知事に、10月30日に職員の給与等（特別給）、11月18日に職員の給与等（月例給等）について報告をし、併せて給与の改定等について所要の措置をとるよう勧告した。

概要は「職員の給与等に関する報告及び勧告の概要」（26ページ～29ページ）のとおり。

(4) 勧告の実施状況

項目	勧告	実施状況
給料表	<ul style="list-style-type: none">行政職6級において4号給増設令和3年1月1日から実施	・勧告どおり
期末手当	<ul style="list-style-type: none">年間支給月数の引下げ (現行4.50月→4.45月)条例の公布の日から実施	・勧告どおり

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和2年特別給）

令和2年10月30日

兵庫県人事委員会

《本年のポイント》

- ① 期末・勤勉手当（ボーナス）を引下げ（0.05月分）
- ② 月例給については、別途必要な報告・勧告を予定

1 公務と民間の特別給（期末・勤勉手当）水準の比較

昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を比較した結果、職員の支給月数が民間の支給月数を0.06月分上回っている。

民間の支給実績(A)	職員の支給月数(B)	差 (A) - (B)
4.44月	4.50月	△0.06月

- ・ 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,958事業所 から454事業所を無作為に抽出して調査
- ・ 本年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により、例年より時期を遅らせた上で、2回に分けて実施（ボーナスに関する調査を郵送等で先行実施）
（ボーナス：6月29日～7月31日、月例給：8月17日～9月30日）

2 職員の特別給の改定

(1) 特別給（期末・勤勉手当）

民間の支給割合との均衡を図るため、年間支給月数を引下げ（再任用職員を除く）

- ・ 現行4.50月分→4.45月分（期末手当：△0.05月）
- ・ 令和2年度は12月期を△0.05月。3年度以降は6月期及び12月期を各△0.025月。
- ・ 引下げは平成22年（△0.20月）以来10年ぶり

[一般職員の支給月数]

		6月期	12月期	計
令和2年度	期末手当	1.300月	1.250月 (現行 1.30月)	2.55月 (現行 2.60月)
	勤勉手当	0.950月	0.950月	1.90月
	計	2.250月	2.200月 (現行 2.25月)	4.45月 (現行 4.50月)
令和3年度 以降	期末手当	1.275月 (現行 1.30月)	1.275月 (現行 1.30月)	2.55月 (現行 2.60月)
	勤勉手当	0.950月	0.950月	1.90月
	計	2.225月 (現行 2.25月)	2.225月 (現行 2.25月)	4.45月 (現行 4.50月)

(2) 改定の実施時期

勧告を実施するための条例の公布の日（令和3年度以降分は令和3年4月1日）

[参考] 職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢43.0歳、平均経験年数21.2年）

	月例給与	黙・勤奨	年間給与	年間給与の増減
改定前	388,019円	4.50月	6,428,000円	△20,000円
改定後	388,019円	4.45月	6,408,000円	(△0.31%)

職員の給与等に関する報告及び勧告の概要（令和2年月例給等）

令和2年11月18日

兵庫県人事委員会

《本年のポイント》

- ①給与抑制措置前の公民較差〔132円(0.03%)〕が極めて小さいことから、月例給は改定なし
- ②行政職給料表において号給の増設

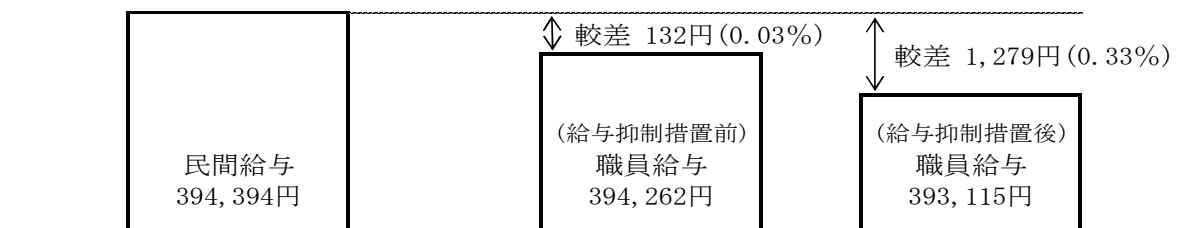
1 公務と民間の給与水準の比較

公務と民間の本年4月分の給与を比較した結果、職員給与は民間従業員給与を給与抑制措置（管理職手当10%減額）前で132円（0.03%）下回っている。

・民間事業所1,958事業所から454事業所を無作為抽出し調査（8月17日～9月30日）

民間従業員の給与(A)	職員の給与(B)	較差 (A) - (B)	備考
394,394円	394,262円	132円 (0.03%)	給与抑制措置前
	393,115円	1,279円 (0.33%)	給与抑制措置後

【公民較差イメージ図】



2 職員の給与の改定等

給与抑制措置の影響分を除いた公民較差〔132円(0.03%)〕を基本とする。

(1) 給料表

- ① 公民較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない。
 - ・月例給の据置は、平成25年以来7年ぶり
- ② 職員の在職実態を踏まえ、勤務成績に応じた昇給機会を確保する観点から、行政職6級において4号給増設
 - ・最高号給 93号給（393,000円）→97号給（394,000円）

(2) 改定の実施時期

令和3年1月1日

【参考】

ボーナスの改定(令和2年10月30日勧告)

- ・民間の支給割合（4.44月）との均衡を図るため引下げ 4.50月分→4.45月分
- ・民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映
- ・引下げは平成22年（△0.20月）以来10年ぶり

○職員1人当たりの改定状況（行政職：平均年齢43.0歳、平均経験年数21.2年）

	月例給与	躰・躰档	年間給与	年間給与の増減
改定前	388,019円	4.50月	6,428,000円	△20,000円 (△0.31%)

3 人事行政における諸課題

(1) 人材の確保及び育成

ア 職員採用の強化

ポストコロナ社会を見据えつつ、時代の変化を機敏に読み取り、新たな政策課題を発見し、解決に向けて、使命感や意欲をもって、自ら考え、行動する職員が求められている。

多くの意欲ある受験者を確保するため、動画コンテンツ等によるホームページの充実、オンラインによる説明会の開催など、インターネットによる広報活動を強化する。

受験者の大幅な増加は期待できないことから、面接対象者の厳選、専門的な知識・能力の重視など、採用試験制度の見直しを検討する。

障害者の採用については、障害の特性に配慮した必要な措置を講じ、障害者の活躍の場の拡大に取り組む必要がある。

イ 女性の活躍推進

次期ひょうごアクション8の策定にあたっては、管理職登用をより一層推進するためさらに高い目標を設定し、女性職員の職域拡大、ライフステージに応じた研修の充実やロールモデルの情報共有等、具体的取組を進めていく必要がある。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 超過勤務の縮減及び休暇の取得促進

(ア) 超過勤務の縮減

新型コロナウイルス感染症対策業務のため、多くの超過勤務が発生し、上限時間を超えて超過勤務を行った職員は大幅に増加している。全庁的な応援体制の構築、業務執行方法の見直し等を図るとともに、産業医による面接指導等を徹底するなど、健康障害防止に万全を期す必要がある。

(イ) 教職員の多忙化対策

学校現場は、長時間勤務が常態化し、勤務時間の適正化が喫緊の課題である。

新型コロナウイルス感染症対策を講じた上での教育活動が求められ、教職員の負担増大が憂慮されることから、学校現場を支援する取組を一層進めていくべきである。

イ 仕事と家庭の両立支援

取得率が低い男性職員の育児参加支援制度については、所属長等がすべての男性職員に1ヶ月以上の取得を勧奨する取組等の定着等を進めていく必要がある。

育児部分休暇の充実など、ポストコロナ社会における働き方改革の進展や利用する職員のニーズに合わせて、適宜、制度の見直しを検討する必要がある。

ウ 職員の健康管理

生活習慣病の予防やがんなどの疾病の早期発見・早期治療につなげるよう、定期健康診断項目の充実等を図るとともに、治療と仕事の両立ができるよう、休暇制度の充実や取得促進、相談体制の充実に取り組む必要がある。

エ ハラスメント対策

各任命権者が制定したハラスメント防止指針の周知を図り、苦情相談への対応等を徹底するなど、ハラスメントの防止に万全を期す必要がある。

オ 新型コロナウイルス感染症対応の教訓を踏まえた勤務環境の整備

総合的な検証の結果を県庁としての業務継続計画（BCP）に反映させ、新たな事態に即応できる危機管理体制を構築するとともに、ポストコロナ社会にふさわしい新しい働き方を支える勤務環境を整備する必要がある。

(7) 執行体制の整備

機動的な対応ができるよう、感染の状況ごとに必要となる業務を想定し、執行体制・執行方法を含めたタイムラインを事前に作成しておく必要がある。

応援や年度中途の採用には限界があることから、潜在保健師等を登録して適宜研修するなど、予備役的な人員確保方法についても検討すべきである。

(イ) 執務環境の整備

職員が感染した場合、業務継続に大きな支障が生じることから、職場における感染防止には万全を期す必要がある。

座席間隔を確保できない所属も多く、構造上換気を効率的にできない所属もあることから、県庁舎等の再整備に向けて、床面積基準や座席レイアウト、換気構造等の見直しを検討する必要がある。

(ウ) 在宅勤務環境の充実

リモートアクセスシステムの拡充などICT環境の改善、保存文書の電子化などペーパーレス化の徹底の必要がある。定期的に在宅勤務やリモート会議の訓練を実施し、職員のリテラシーを高めておく必要がある。

(3) 高齢期の雇用及び臨時・非常勤職員の任用等

ア 高齢期の雇用

定年を65歳に引き上げる法改正がなされた場合、各任命権者においては、国及び他の地方公共団体との均衡、本県の実情等を踏まえ、役職定年制や給与に関する措置等の具体的内容の検討を進め、適切に制度導入を行う必要がある。

イ 臨時・非常勤職員の任用等

会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な定着を図るとともに、臨時・非常勤の職に係る職務の内容や責任を適切に設定し、職員の能力を十分に引き出す必要がある。

(4) 公務員倫理の徹底

横領や入札情報の漏洩が発生したほか、教員による体罰、わいせつ行為等は増加傾向にあることから、改めて再発防止と公務員倫理の徹底を図らなければならない。

4 おわりに

(1) 人事委員会の給与勧告制度

勧告制度の意義や役割に理解を示され、職員の士気高揚、各自の持つ能力を十分に発揮できる職場環境の整備、中長期的な視点に立った人材の育成などに配慮いただき、今回の報告及び勧告について、適切に対応されるよう要請する。

(2) 高齢層職員の士気確保

高齢層職員がこれまで培ってきた能力及び経験を十分に活かし、意欲的に働き続けられるようモチベーションの維持・向上に意を用いる必要がある。

(3) 管理職手当における給与抑制措置

本委員会の勧告に基づく給与改定とは別の観点から実施されており、あくまで期間を限定した緊急的・臨時的なものであることが求められる。職員のモチベーションの維持・向上や人材確保の観点からも、できる限り速やかに解消されるよう要請する。

(4) むすび

本年の勧告は職員にとって厳しい結果となったが、公務員の給与制度は、適切な給与水準を確保することにより県民の理解を得てはじめて成り立つものである。

新型コロナウイルス感染症対策をはじめ、公務に対する県民の期待は大きく、真摯に努力を続けている職員の姿は高い評価を受けている。

今後も、県民の期待と信頼に応えるべく、職務に精励いただくようお願いする。

3 職員の利益保護

(1) 勤務条件に関する措置要求

ア 制度の概要

勤務条件に関する措置要求の制度は、法第46条の規定に基づき、職員が、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、人事委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求することができる。

人事委員会は、要求のあった事案について、職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則（昭和39年人事委員会規則第15号）に定められた手続に従って審査を行い、要求に理由があると認めるときは権限を有する地方公共団体の機関に対して必要な勧告等を行う。

イ 処理状況（令和2年度）

令和2年度における措置要求の係属及び処理状況は次のとおりである。

区分	令和元年度末 (R2. 3. 31) 係属件数	令和2年度		令和2年度末 (R3. 3. 31) 係属件数
		新規要求件数	終結件数	
給 与	0	1	0	1
勤務時間	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0
計	0	1	0	1

ウ 終結事案の概要（令和2年度）

該当なし

(2) 不利益処分に関する審査請求

ア 制度の概要

不利益処分についての審査請求制度は、法第49条の2第1項の規定に基づき、職員が、懲戒その他その意に反する不利益な処分を受けた場合に、人事委員会に対して、審査請求を行うことができる。

人事委員会は、審査請求のあった事案について、審査請求審査規則（平成10年人事委員会規則第7号）に定める手続に従って審査を行い、当該処分が違法又は不当なものであると認めるときは、処分を取り消すか、自らその処分を修正し、任命権者に対して必要な指示を行う。

イ 令和2年度の処理状況

令和2年度における審査請求の係属及び処理状況は次のとおりであり、前年度からの継続が3件、新規請求が1件で、4件とも今年度に終結し、令和3年度への繰越しはなかった。

区分	令和元年度末 (R2. 3. 31) 係属件数	令和2年度		令和2年度末 (R3. 3. 31) 係属件数	令和2年度 口頭審理 開催回数
		請求件数	終結件数		
分 限 処 分	免 職				
	休 職				
	降 任				
	降 給				
懲 戒 処 分	免 職		1		2
	停 職	2		2	2
	減 給				
そ の 他	戒 告	1		1	
	計	3	1	4	4

ウ 終結事案の概要（令和2年度）

平成28年（不）第2号事案

請求年月日	平成28年3月24日
請求の概要	市立中学校の教諭である請求人が、顧問を務める柔道部の部員間の暴力行為を伴ういじめ事案を把握しながら、被害部員の受診時に虚偽の説明をするよう指示したことなどに対して、停職処分を行ったところ、請求人は、部員への教育的配慮等により行ったものであり、本件処分は不当であるとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和2年9月15日
結 果	取下

令和元年（不）第2号事案

請求年月日	令和元年11月20日
請求の概要	市立中学校の教諭である請求人が、顧問を務める女子バレー部の部員に顔を手でたたき負傷させる体罰などを行ったことに対して、停職処分を行ったところ、請求人は、具体的な事実が体罰の定義に該当するかどうか十分な精査がなされておらず、本件処分は不当であるとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和2年7月2日
結 果	処分承認
判断の概要	<p>1 請求人が行った本件非違行為（顔を手でたたき負傷させた行為、鼻をつまんだ行為、髪を引っ張った行為、スクワット3,000回を指示した行為）は、いずれも体罰ないし体罰に準じる不適切な行為であり、懲戒事由に該当する。</p> <p>2 懲戒行為が体罰に当たるかどうかは、懲戒行為を受けた児童生徒の主観のみにより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきであるから、請求人が行った非違行為の内容を踏まえると、本件処分を軽減すべきとは解されない。</p> <p>3 本件非違行為の態様、部員の負傷の程度、過去の懲戒処分歴、管理職への報告懈怠の有無等を考慮すれば、本件処分は過去の懲戒処分と均衡を失するものではなく、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を付与した目的を逸脱しているとは認められない。</p> <p>4 処分者は、市教育委員会の内申を踏まえ、請求人本人の作成した顛末書の提出を受け、請求人から直接事情聴取をした上で認定を行い、教育委員の会議の議決を経たうえで決</p>

	定した後、請求人に対して懲戒処分を行ったものであり、処分者の手続に不備となる点は認められない。都道府県教育委員会は市町村教育委員会の内申がないのに県費負担教職員の懲戒処分を行うことはできないが、内申の内容には拘束されない。
--	---

令和元年（不）第3号事案

請求年月日	令和元年12月20日
請求の概要	県立高校の教諭である請求人が、自校女性教諭にセクシュアル・ハラスメントを行ったことに対して、戒告処分を行ったところ、請求人は、当該女性教諭はセクシュアル・ハラスメントを受けたという問題意識を持っておらず、本件処分は不当であるとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和2年5月12日
結果	取下

令和2年（不）第1号事案

請求年月日	令和2年4月21日
請求の概要	県立高校の教諭であった請求人が、顧問を務める男子バレー部の部員3名に複数回にわたり股間を触る等のわいせつな行為を行ったことに対して、懲戒免職処分を行ったところ、請求人は、わいせつな目的はなくセクシュアル・ハラスメントと評価されるべき行為であり、本件処分は不当であるとして、取消しを求めたもの
終結年月日	令和2年10月8日
結果	処分承認
判断の概要	<p>1 請求人が男子バレー部員3名の股間を衣服の上から触る行為を繰り返し行った本件非違行為は、態様が執拗で、股間をもてあそんだものであり、わいせつな目的（性的意図）を持って行われているから、処分者が定める懲戒処分の基準で免職相当と規定している「わいせつな行為」に該当する。</p> <p>2 単にコミュニケーションを深めるためであれば、他の方法もとり得たわけであり、股間のような性的部位を触ったり、卑猥な発言を行ったのは、相手の性的羞恥心を刺激することにより通常のコミュニケーションの方法では得られない効果を狙う性的意図があったと解さざるを得ない。</p> <p>3 本件処分は過去の懲戒処分等と均衡を失するものではなく、社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権を付与した目的を逸脱しているとは認められない。請求人が列挙している事例は、行為の回数が少ない点やそもそも性的部位を触っていない点で、本件とは内容が全く異なる。</p>

(3) 職員の苦情の処理

ア 制度の概要

職員は、勤務条件その他の人事管理に関し、人事委員会に苦情の申出及び相談を行うことができ、これを受けて人事委員会は、申出等を行った者に対し、助言等を行うほか、申出等に係る事案の関係当事者に対し、指導、あっせんその他の必要な措置を行う。

イ 令和2年度の処理状況

令和2年度の苦情相談は次のとおりである。

相談件数	相談内容						
	任用	給与	勤務条件・サービス	執務環境	パワハラ	セクハラ	その他
19	2	2	7	2	4	1	1

(4) 分限処分及び懲戒処分の状況

ア 制度の概要

処分者は、職員に対して法第28条に規定する分限処分又は法第29条に規定する懲戒処分を行い、法第49条第1項に規定する処分説明書を交付した場合、職員の分限及び懲戒の手續及び効果に関する規則（昭和35年人事委員会規則第16号）第4条の規定に基づき、人事委員会に処分説明書の写しを提出することとなっている。

イ 処理状況（令和2年度）

令和2年度に人事委員会に報告のあった処分は次のとおりであり、分限処分4件、懲戒処分85件であった。

		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
分限処分	免職	0	0	0	0	0	1	0	1
	休職	0	0	1	3	0	0	1	3
	降任	1	0	0	0	0	0	1	0
	降給	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	0	1	3	0	1	2	4
懲戒処分	免職	1	0	8	13	1	2	10	15
	停職	0	0	9	5	4	3	13	8
	減給	1	2	23	35	4	5	28	42
	戒告	2	0	16	19	0	1	18	20
	計	4	2	56	72	9	11	69	85
合計		5	2	57	75	9	12	71	89

ウ 処分の内訳（令和2年度）

		知事		教育委員会		警察本部長		計	
		元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度	元年度	2年度
処分内容	飲酒運転	0	0	0	1	0	1	0	2
	体罰	0	0	14	24	0	0	14	24
	わいせつ	0	0	12	6	0	3	12	9
	ハラスメント	0	2	7	8	0	1	7	11
	横領	4	0	5	11	2	0	11	11
	その他	1	0	19	25	7	7	27	32
	合計	5	2	57	75	9	12	71	89

※処分内訳の件数には、監督処分を含む。

4 職員団体

(1) 職員団体の登録

職員団体が一定の要件に適合していることを人事委員会が確認し、公証する制度である。

登録の要件は、①規約に一定の事項が定められていること（法第53条第2項）、②職員団体の重要な事項が民主的な手続で決定されていること（法第53条第3項）、③職員団体の構成員が同一の地方公共団体の職員のみで組織されていること（法第53条第4項）である。

登録の効果は次のとおりである。

- ① 地方公共団体の当局は、登録職員団体の適法な交渉の申入れに応ずべき地位に立つこと。
- ② 任命権者の許可を受けて、登録職員団体の役員として在籍専従することができること。
- ③ 職員団体は、人事委員会に申し出て法人格を取得できること。

登録職員団体は、規約又は登録申請書記載事項に変更が生じた日から20日以内に、人事委員会に届け出なければならない（職員団体の登録に関する条例第4条第1項）。

ア 登録団体一覧

人事委員会に登録されている職員団体は次のとおりである。

(令和3年3月31日現在)

職員団体名	登録年月日	組織の別		法人格取得の有無
		連合体	単位団体	
兵庫県職員労働組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県教職員組合	昭41.10.4	○		○
兵庫県高等学校教職員組合	昭41.10.4		○	○
兵庫県学校事務労働組合	昭56.4.23		○	○
兵庫県自立教育労働者組合	昭57.4.20		○	
兵庫県教職員連盟	昭63.2.23	○		
加印教職員組合	平2.2.8		○	○
兵庫高等学校教職員組合	平2.3.12		○	○
但馬教職員組合	平2.3.12		○	○
兵庫教職員組合	平2.3.12	○		○
丹有教職員組合	平2.5.10		○	
淡路教職員組合	平2.7.2		○	
北播教職員組合	平2.7.2		○	○
全教兵庫教職員組合	平25.1.16		○	○
揖龍教職員組合	平31.3.8		○	○
神崎教職員組合	平31.3.8		○	○
赤相教職員組合	平31.3.8		○	○
多可町・西脇市教職員組合	平31.3.8		○	○
加東小野教職員組合	平31.4.18		○	○
東播教職員組合	令1.6.27		○	

イ 登録の状況

令和2年度における登録状況は次のとおりである。

登録団体数	新規登録申請 件数	変更届出件数	変更届出内訳			
			規約	登録事項		
				名称	所在地	役員
20	0	17	1	0	1	15

(2) 管理職員等の範囲

職員団体との関係において当局の立場に立って遂行すべき職務を担当する管理職員等とそれ以外の職員とは同一の職員団体を結成することができない（法第52条第3項）。

管理職員等の範囲は、同条第4項により管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年人事委員会規則第9号）で定めており、令和2年度末における管理職員等の範囲は次のとおりである。

（令和3年3月31日現在）

機関		職
議会事務局		1 局長 次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（秘書又は人事労務を担当する者に限る。） 2 総務課の秘書班長及び総務班長
知事 部局	本庁	1 防災監 技監 理事 会計管理者 部長 知事公室長 国際監 専門職大学準備室長 感染症等対策室長 全国豊かな海づくり大会推進室長 局長 計画監 出納局長 公館長 住宅参事 監察医務官 企画参事 課長 室長 参事 隊長 不正軽油特別対策官 個人住民税特別対策官 こども安全官 食品安全官 家畜安全官 主任広報専門員 職員健康相談員 職員相談員 主任技術専門員（人事労務を担当するものに限る。） 副課長 副室長 企画官 班長（行政職7級の者に限る。） 主幹（人事労務を担当する者に限る。） 研究参事 副隊長 2 企画県民部企画財政局総務課、農政環境部農政企画局総務課及び県土整備部県土企画局総務課の各総務企画班長 健康福祉部社会福祉局社会福祉課の総務班長 産業労働部政策労働局産業政策課の総務班長 会計課の総務・システム班長 3 秘書課の班長及び主幹 4 財政課の班長及び主幹 5 税務課の管理班長 6 人事課の班長、主幹、主査及び主任 7 職員課の班長、主幹、主査及び主任（いずれも職員団体に関する事務を担当するものに限る。） 8 管財課の班長及び主幹（庁舎管理又は車両管理を担当するものに限る。） 9 水産課の船長
	兵庫県民総合相談センター	所長 次長 参事 所長補佐
	兵庫陶芸美術館	館長 副館長 参事 所長補佐

県立男女共同参画センター	所長 副所長
県民局・県民センター	局長 センター長 副局長 副センター長 総務企画室長 県民交流室長 地域振興室長 地域政策室長 交流渦潮室長 次長 参事 事務所長 福祉室長 但馬長寿の郷長 消費生活センター長 農業改良普及センター所長 土地改良センター所長 土木事務所の室長 但馬長寿の郷の管理部長 副所長 室長補佐 所長補佐 総務防災課長 班長（人事労務を担当するものに限る。）
東京事務所	所長 次長 副所長
自治研修所	所長 次長 副所長 所長補佐 総務課長
職員健康管理センター	1 所長 参事 室長 所長補佐 健康づくり課長 2 職員診療所長
職員会館	館長
消費生活総合センター	所長 次長 部長 所長補佐 企画研修課長
広域防災センター	1 センター長 部長 次長 所長補佐 管理課長 2 消防学校長 副校長
県立健康科学研究所	所長 副研究所長 部長 所長補佐 総務課長
保健所	所長 副所長 所長補佐
こども家庭センター	1 こども総括監 所長 副所長 所長補佐 総務企画課長 総務課長 2 分室長
女性家庭センター	所長 副所長 総務課長
県立明石学園	園長 参事 副園長 所長補佐 総務課長
県立総合衛生学院	1 学院長 副学院長 事務部長 事務部次長 2 看護部長
食肉衛生検査センター	1 所長 副所長 総務課長 2 食肉衛生検査所長
動物愛護センター	1 所長 副所長 総務課長 2 動物管理事務所長 3 支所長 所長補佐
県立身体障害者更生相談所	所長 参事 副所長 所長補佐
県立知的障害者更生相談所	所長 副所長
精神保健福祉センター	所長 次長 医療参事 所長補佐
県立工業技術センター	1 所長 次長 部長 室長 部次長 所長補佐 総務課長 2 工業技術支援センターの所長
県立ものづくり大学校	1 校長 部長 企画部次長 総務企画課長 2 姫路職業能力開発校長 副校長
県立但馬技術大学校	1 校長 副大学校長 部長 部次長 生涯訓練課長 2 豊岡職業能力開発校長 副校長
県立神戸高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
県立障害者高等技術専門学院	学院長 副学院長 総務課長
兵庫障害者職業能力開発校	校長 副校長 総務課長
旅券事務所	所長 副所長 所長補佐
県立農林水産技術総合センタ	1 所長 次長 参事 部長 所長補佐 総務課長

	一	2 農業大学の校長、副校長及び統括農業教育専門官 3 技術センターの所長、部長、部次長、病虫害防除所長、但馬水産技術センター所長、内水面漁業センター所長、副所長、船長及び但馬水産技術センター次長	
	家畜保健衛生所	所長 副所長 所長補佐 衛生課長	
	県立森林大学校	校長 副校長 総務課長	
	森林動物研究センター	所長 次長 部長 副部長 所長補佐 総務課長	
	県立淡路景観園芸学校	学長 学校長 副校長 総務部長 総務部次長 総務課長	
教育 委員 会	事 務 局	本庁	1 教育次長 課長 室長 参事 副課長 班長（行政職7級の者に限る。） 主任指導主事 主任社会教育主事 主任管理主事 主幹（人事労務を担当するものに限る。） 2 総務課の総務班長、人事班長、企画広報班長、主査（秘書又は人事労務を担当するものに限る。）及び人事班の主任 3 財務課の財務班長及び学校経理・整備班長 4 教職員課の班長、主幹、管理主事、指導主事、主査及び主任
		教育事務所	所長 副所長 所長補佐 総務課長 教育振興課長 主任管理主事 班長（人事労務を担当するものに限る。） 管理主事
		県立学校	1 校長 副校長 教頭 事務長 2 分校長 3 船長
		県立特別支援教育センター	所長 副所長 総務課長
	県立南但馬自然学校	学長 校長 総務課長	
	県立但馬やまびこの郷	所長 副所長 総務課長	
	県立教育研修所	所長 部長 総務課長	
	県立美術館	館長 副館長 次長 西宮分館開館準備室長 館長補佐 総務課長	
	県立図書館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立歴史博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立人と自然の博物館	館長 次長 館長補佐 総務課長	
	県立コウノトリの郷公園	園長 副園長 所長補佐 総務課長	
	県立考古博物館	館長 副館長 部長 館長補佐 総務課長	
	選挙管理委員会事務局	書記長	
人事委員会事務局	局長 課長 副課長 班長 主幹 主査		
監査委員事務局	局長 次長 課長 副課長 班長 主幹		
労働委員会事務局	1 局長 次長 課長 参事 副課長 2 総務調整課の総務調整班長		
収用委員会事務局	局長 班長		
瀬戸内海海区漁業調整委員会事務局	局長 次長		

備考 1 知事部局とは、知事の補助機関の組織をいう。

2 本庁とは、行政組織規則（昭和36年兵庫県規則第40号）第2章及び兵庫県教育委員会行政組織規則（昭和58年兵庫県教育委員会規則第9号）第2章に規定する組織をいう。

5 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準監督機関の職権行使の枠組み

職員には、原則として、労働基準法（昭和22年法律第49号）、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）及び船員法（昭和22年法律第100号）が適用され、労働基準監督機関としての職権行使については、県の事業場のうち労働基準法別表第1第11号及び第12号に該当するもの並びに同表に該当しない官公署については、人事委員会がこれを行う（法第58条第5項）。

令和2年4月1日現在、県の事業場は351事業場であり、人事委員会の所管が314事業場、労働局・労働基準監督署の所管が37事業場となっている。

（令和2年4月1日現在）

所管	号別	部局	事業場名	
人事委員会 [314]	第12号(教育・研究)[188]	知事[15]	兵庫陶芸美術館 自治研修所 広域防災センター 県立健康科学研究所 県立総合衛生学院 県立工業技術センター 県立ものづくり大学校 県立但馬技術大学校 県立高等技術専門学院(2) 兵庫障害者職業能力開発校 県立農林水産技術総合センター 県立森林大学校 森林動物研究センター 県立淡路景観園芸学校	
		教委[172]	県立学校(162) 県立特別支援教育センター 県立南但馬自然学校 県立但馬やまびこの郷 県立教育研修所 県立美術館 県立図書館 県立歴史博物館 県立人と自然の博物館 県立コウノトリの郷公園 県立考古博物館	
		警察[1]	警察学校	
	別表第1に該当しない官公署 [126]	知事[53]	本庁（職員健康管理センターを含む。） 兵庫県民総合相談センター 県立男女共同参画センター 県民局（事務所及び但馬消費生活センターを除く。）(7) 県民センター（事務所を除く。）(3) 但馬長寿の郷 県税事務所(10) 但馬消費生活センター 農林振興事務所(6) 農林水産振興事務所(4) 東京事務所 職員会館 消費生活総合センター こども家庭センター(5) 女性家庭センター 食肉衛生検査センター 動物愛護センター 県立身体障害者更生相談所 県立知的障害者更生相談所 精神保健福祉センター 旅券事務所 家畜保健衛生所(3)	
		教委[7]	事務局本庁 教育事務所(6)	
		警察[58]	本庁 機動捜査隊 機動パトロール隊 鉄道警察隊運転免許課 運転免許試験場 交通機動隊 高速道路交通警察隊 機動隊 警察署(49)	
		その他[8]	議会事務局 選挙管理委員会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 収用委員会事務局 海区漁業調整委員会事務局(2)	
	基 労働 標準 監督 局 署 労働 [37]	第3号(土木・建設)[15]	知事[15]	土木事務所(13) 尼崎港管理事務所 姫路港管理事務所
		第13号(保健衛生)[22]	知事[14]	健康福祉事務所(12) 中央こども家庭センター保護第1課・保護第2課 県立明石学園
			教委[8]	特別支援学校寄宿舎(8)

(注) 1 上に掲げる以外の事業場については、それぞれ上位の組織中に含める。

2 企業職員及び単純労務職員は労働局・労働基準監督署の所管

3 []内は事業場数

(2) 労働基準法等に基づく職権行使

ア 許認可等

人事委員会が所管する事業場に対して、労働基準監督機関として令和2年度に行った許認可及び届出の状況は次のとおりである。

① 解雇予告除外認定	9件
② 時間外労働・休日労働に関する協定届	202件
③ 宿日直勤務許可	2件
④ 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定	0件
⑤ 機械等の設置届	0件

イ 職員勤務実態調査

労働基準監督機関の権限の行使として、所管する事業場に対し、労働基準法、労働安全衛生法等の関係法令やこれに関連する任命権者の諸規程の遵守状況を調査し、違反行為を指導するため、人事委員会所管の全事業場314事業場に書面調査を実施した。

令和2年度の重点調査項目は、①新型コロナウイルス感染拡大防止、②ハラスメント防止の取組状況、③超過勤務の縮減とした。

違反事項の多い43事業場のうち8事業場に対して、委員等による実地調査を実施し、直接是正指導を行ったほか、35事業場に対しては、文書で是正指導を行った。

6 退職管理

退職後に営利企業等に再就職した元職員は、退職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の職員に対して、当該営利企業等又はその子法人と在職していた地方公共団体との間の契約等事務について、退職後2年間、退職前5年間の職務上の行為をする（しない）ように、要求又は依頼すること（働きかけ）が禁止されている。

元職員から働きかけを受けた職員は、人事委員会にその旨を届け出る義務がある。

働きかけ規制に違反する行為を行った疑いがある場合は、任命権者が調査を実施し、人事委員会は、任命権者が行う調査が公正に行われるよう、その開始から終了までを監視する。

令和2年度の元職員から働きかけを受けた職員からの届出は0件であった。

7 退職手当の支給制限等に係る意見照会

退職手当管理機関（当該職員に対し懲戒免職処分を行う権限を有していた機関）は、職員の退職手当に関する条例等の規定に基づき、退職した職員又はその遺族に対して、退職後に、在職期間中に懲戒免職処分を受けるべき行為をしたと認めたときは、退職手当の支給制限、返納等の処分を行うことができ、その場合は、あらかじめ人事委員会の意見を聴くこととなっている。

令和2年度の諮問は0件であった。